

ふるさとに遺産を寄附してみませんか

「自分が亡くなった後、ふるさとのために財産を寄附したい」という、地域の皆さまからの声を頂戴するようになりました。

そういったご厚意を市政や福祉に役立たせていただくため、下記金融機関と、円滑な遺産の寄附を可能とする協定を締結いたしました。

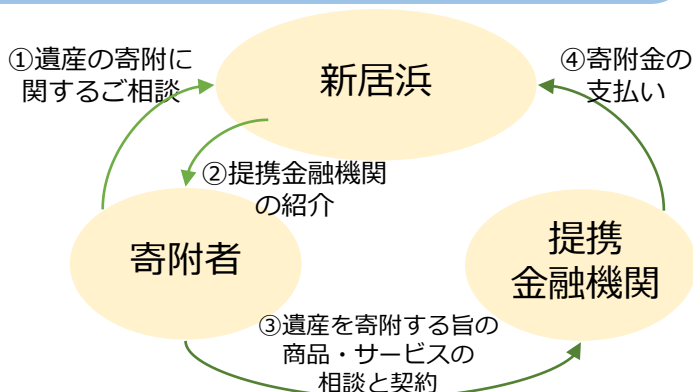
遺産の寄附についてご検討いただく際には、新居浜市/新居浜市社会福祉協議会と各金融機関が連携したご案内が可能となりましたので、ぜひ、ご相談ください。

提携を利用した遺産の寄附について

個人が遺言や信託を活用することによって遺産の全部または一部を寄附頂くことができます。

遺産を寄附する旨の遺言や信託を準備いただくことで、寄附者の方がお亡くなりになった後、提携金融機関による遺産のスムーズな引渡しが可能となります。

(注) 提携金融機関の商品・サービスの利用には所定の手数料がかかります。詳しくは、下記に記載の提携金融機関までお問い合わせください。



提携金融機関とご利用いただけるサービスのご案内

伊予銀行

- ・遺言代用信託
- ・遺言書作成コンサル
- ・遺言信託 (※1)

愛媛銀行

- ・遺言代用信託 (※2)
- ・遺言信託 (※1)

愛媛信用金庫

- ・遺言信託 (※3)

三井住友信託銀行

- ・遺言信託

(※1) 伊予銀行と愛媛銀行は三井住友信託銀行の信託代理店として取扱い（媒介）致します。

(※2) 愛媛銀行はオリックス銀行の信託代理店として取扱い（媒介）致します。

(※3) 愛媛信用金庫は株式会社朝日信託の業務提携先として取扱い（媒介）致します。

・個別の商品に関しては、以下に記載の各金融機関までお問合せください。

お問い合わせ先

伊予銀行	089-907-1062	(法人コンサルティング部/またはお取引店)
愛媛銀行	089-933-8371	(お客様サービス部/またはお取引店)
愛媛信用金庫	089-946-1111	(地域事業振興部)
三井住友信託銀行	089-932-2213	(松山支店)